

通達甲生総第46号

平成26年7月31日

本部内各部課長
警察学校長殿
各警察署長

茨城県警察本部長

子供と女性を守る安全対策要綱の制定について

子供と女性を守る施策の実施については、子どもと女性を守る安全対策要綱（平成21年3月25日付け通達甲生総第8号別添。）により取り扱ってきたところであるが、このたび、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第79号）が施行されたこと等に伴い、同要綱の一部を改め、別添のとおり新たに制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、子どもと女性を守る安全対策要綱の制定について（平成21年3月25日付け通達甲生総第8号）は、廃止する。

記

改正点

- 1 第3の2(2)に規定する「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めた。
- 2 「子ども」の表記を「子供」に改めるなど、用語等を整理した。

別添

子供と女性を守る安全対策要綱

第1 趣旨

この要綱は、子供と女性を犯罪等の被害から守り、被害の未然防止を図るため、その基本的事項について定める。

第2 警察活動による犯罪抑止対策

1 警察官による街頭活動の強化

警察官による街頭活動は、犯罪を企図する者が実行に及ぶことを抑止することはもとより、子供や女性、保護者、学校関係者、地域住民等（以下「地域住民等」という。）に安心感を与え、地域における様々な情報を幅広く収集する上でも大きな役割を持つものであり、子供や女性に対する犯罪の未然防止のための警察活動の基本となるものである。したがって、次の点に留意し、警察官による街頭活動の強化に努めること。

(1) 通学路や通学時間帯を考慮した警戒活動の強化

警察官による街頭活動を実施するに当たっては、学校周辺、公園、通学・通勤路等の子供や女性に対する犯罪が発生しやすい場所において、下校や帰宅時間帯等を中心として、制服警察官による警ら・警戒活動を強化するなど、「見せる活動」を基本とする。

(2) 職務質問等の徹底

街頭活動において、声掛け事案等を行い、又は行うおそれのある不審者（以下、「不審者」という。）を発見し、あるいは地域住民等からの通報を受けた場合は、当該不審者に対して積極的に職務質問を実施するとともに、各種照会を徹底し、事案に応じた適切な措置を講ずること。

(3) 不審者に関する相談等に対する迅速な対応

「学校付近に不審者が出没している。」「通学・通勤路に暗がりがあり子供や女性が心配である。」等の相談を地域住民等から受けた場合は、警ら・警戒活動の強化その他の必要な措置を迅速に講ずるとともに、第4に定めるところを踏まえ、防犯灯の設置等の安全・安心まちづくりについて市町村等に働き掛けを行うこと。

特に、子供や女性が被害者となる犯罪が発生した地域については、集中的な

街頭活動を実施し、同種事件の再発の防止等を図るとともに、地域住民の不安の解消に配慮すること。

2 取締りの強化

(1) 子供や女性を対象とする犯罪の検挙

子供や女性が被害者となる犯罪は、被害者となった子供や女性の心身に深刻な影響を及ぼすことがあるばかりでなく、地域住民の治安に対する不安感を著しく高めるものであることから、その未然防止に努めることはもちろんであるが、万一発生した場合には迅速に検挙し、連続犯や同種事件の続発の防止に万全を期すこと。

(2) 声掛け事案等犯罪の前段階となる行為に対する指導警告

子供や女性に対する声掛け、つきまとい等（以下「声掛け事案等」という。）は、それ自体が犯罪行為に当たる場合があるだけでなく、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆事案ともみることができるものである。したがって、各警察署においては、管内において、声掛け事案等が発生した場合、事案概要、行為者の人定等について詳細に把握し、及び分析し、以後の発生の抑止に努めること。

また、行為者が特定できた場合は、当該行為者に係る行動の確認等所要の活動を行い、刑法（明治40年法律第45号）その他の刑罰法令に触れる行為がある場合には検挙等の措置を講じ、それに至らない場合であっても事案の内容に応じて行為者に対する指導警告を行うなどにより犯罪の未然防止に努めること。

3 各種情報の把握と地域住民への積極的な提供

犯罪の被害者となりやすい子供や女性をその被害から守るために、警察と地域社会や市町村等とが連携して取り組むことが不可欠であるが、こうした地域のボランティアや学校、市町村等による自主的な防犯活動の活性化に当たっては、地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止法等地域の安全確保のために必要な情報（以下「地域安全情報」という。）が提供されることが基礎となる。したがって、各警察署においては、子供や女性を対象とした犯罪及び不審者に関する情報の把握強化に努めるとともに、地域安全情報の積極的かつ効果的な提供に努めること。

(1) 子供や女性を対象とした犯罪、不審者等に関する情報の把握強化

あらゆる警察活動を通じて、子供や女性を対象とした犯罪の発生や不審者に関する情報等を積極的に把握し、把握した情報については、資料化し、各部門間での共有化を図ること。特に、

- 地域での子供や女性が被害者となる事案の全般的な発生状況に関する情報
- 性犯罪、誘拐、声掛け事案、不審者の出没等子供や女性が被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報
- 子供や女性が被害者となる事案の発生が予想される危険箇所に関する情報については、幅広い収集に努め、分析を行う。

なお、各警察署においては、子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（平成26年5月1日付け通達甲生総第35号）により子供対象・暴力的性犯罪の出所者に係る情報の把握に努めるとともに、その的確な活用と適切な管理に配意すること。

(2) 地域安全情報の地域住民への積極的な提供

把握した情報については、インターネット、携帯電話等のＩＴを活用した新たな媒体と、ミニ広報紙、新聞折込チラシ、あるいは口頭によるもの等従来からの手法とを併せて活用するなど効果的な提供に努めること。

特に、必要な情報が時機を失すことなく迅速に地域住民等に伝達されるよう、電子メールやFAXによるネットワーク等の構築及び活用に努めること。

また、学校や市町村等との間においては、定期的に会合を開催したり、「学校警察連絡協議会」等の場を活用するなどして、子供と女性を犯罪から守るために必要な情報の不断の交換に努め、それぞれの情報を有効に活用すること。特に、地域住民等が不安を覚える不審者に関する情報の交換については、迅速、的確かつ遺漏なく行われるよう配意すること。

第3 被害に遭った子供や女性への支援等

性犯罪等の被害者に対する支援は、茨城県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年11月9日付け通達甲警第31号別添。以下「被害者支援要綱」という。）により推進しているところであるが、つきまとい事案、夫から妻への暴力事案、児童虐待事案等については、重大な犯罪に発展するおそれがあるので、刑罰法令に抵触しない事案、夫婦間又は親子間の事案等、対応が難しい事案についても重大犯罪の未然防止を図るとともに、被害に遭った子供や女性の立直りを支援するため、積極的な対応が求

められる。

このような観点から、次のとおり被害に遭った子供や女性への支援に取り組むこと。

1 つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対する取組

(1) つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対しては、次の方針で対応すること。

ア 刑罰法令に抵触する事案については、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講ずること。

イ 刑罰法令に抵触しない事案についても、事案に応じて、防犯指導、関係機関・団体への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を行うこと。

(2) 被害相談体制の整備

被害に遭った子供や女性の被害相談体制の整備については、被害者支援要綱においても定められているところであるが、各所属の実情に応じて可能な限り、女性警察職員を担当者として被害女性からの相談への対応、他機関との連絡等を適切に実施すること。

(3) 精神的被害の回復への支援

検挙、指導警告等が実施された後であっても、被害者となった子供や女性が不安を訴えるなどの場合には、カウンセラー、医師等によるカウンセリング、関係機関・団体との連携等により継続的に精神的被害の回復への支援を実施すること。

2 児童虐待に対する取組の強化及び被害少年の保護

(1) 児童虐待に対する取組の強化

各種活動を通じて、児童虐待の事案の早期発見に努めるとともに、関係部門間の緊密な連携により、組織としての認知情報の集約に努めること。また、虐待被害児童を発見し、又は認知した場合は、児童相談所等への通告を行うほか、関係機関・団体と連携を図りながら、被害児童の保護に努めること。さらに、刑事事件として取り扱うべき事案については、適切に検挙措置を講ずること。

(2) 被害少年の保護

被害少年の保護については、少年警察活動に関する訓令（平成15年茨城県警察本部訓令第14号）、被害者支援要綱等により推進しているところであるが、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）に、児童の保護等について規定されていることを踏まえ、次の点に留意した取組の一層の充実を図ること。

ア 少年の福祉を害する犯罪に対しては、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等を適用し、厳正に対処すること。

イ 被害少年からの事情聴取に当たっては、事件の態様、被害少年の身体的及び精神的被害の状況等を勘案して、原則として女性警察官の適任者に担当させること。

ウ 被害少年に対しては、必要に応じ、少年の心理、生理その他少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年補導職員、地区センター等によるカウンセリング等の継続的支援を実施すること。

3 被害に遭った子供や女性への支援

犯罪の被害に遭った子供や女性に対しては、被害者支援要綱に基づき、情報の提供、精神的被害の回復への支援等の被害者支援に努めているところであるが、この要綱の趣旨を踏まえ、なお一層の支援に努めること。

第4 子供や女性の安全確保に力点を置いた安全・安心まちづくり

子供や女性に対する犯罪の未然防止のためには、警察官の街頭活動等に加えて、犯罪が発生しにくいまちづくりを進めることが効果的である。安全なまちづくりに関しては、県、事業者及び県民の責務を明らかにした茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県条例第16号）に基づき、学校等、道路等及び共同住宅に関する防犯上の指針（平成16年3月14日公表。以下「防犯上の指針」という。）が示されているので、各警察署においては、以下の点に留意し、管轄する市町村等に対し防犯上の指針の実現に向け不斷に働き掛けを行うこと。

1 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備促進

子供や女性が被害者となる犯罪を未然に防ぐ上で、下校や帰宅途中など、保護者や教員及び公衆の目の届きにくい場所及び時間帯における発生をどのように防止するかは重要な課題であり、そのためには、警察官の街頭活動の強化や地域住

民による自主防犯活動の活性化に努めるとともに、地域住民を始めとする大人の目が子供や女性を常に見守れるようなまちづくりを進める必要がある。

各警察署においては、まず、市町村や地域住民等と協働して、子供や女性が過去に犯罪に遭った箇所や声掛け事案等が発生した箇所のほか、学校周辺、公園、通学・通勤路、地下道（特に通学路となっているもの）、空き屋等子供や女性に対する犯罪の発生が懸念される危険箇所の把握に努めること。

把握した危険箇所については、「防犯上の指針」に適合しているかという観点に沿って点検を実施し、基準に適合していない箇所については、危険度を判断し、必要に応じて速やかな措置が講じられるよう市町村等や管理者に対し働き掛けること。

2 各種モデル事業等への積極的な参画

各警察署においては、県や市町村が実施主体となる安全・安心まちづくりをテーマとする各種モデル事業等について、県、市町村等との連携を密にし、必要に応じて警察の意見が十分反映されるよう積極的な参画を図ること。

第5 地域住民等との連携の強化

1 防犯ボランティア活動の活性化その他自主防犯活動への支援

子供や女性が被害者となる犯罪その他地域における犯罪の発生を防止するためには、警察活動の強化等のみならず、広く地域住民が自主防犯活動に積極的に取り組むことが不可欠であり、自主防犯活動に当たる地域住民を支援し、その活性化を図ることは、警察の重要な責務である。

地域住民による自主防犯活動への支援については、子供や女性が被害者となる犯罪を防止する観点から、以下の点に留意しつつ、その推進を図ること。

(1) 「こどもを守る110番の家」の支援と子供や女性被害防止ネットワークの構築

「こどもを守る110番の家」は、子供や女性が被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行うボランティア活動として地域に定着しているところであるが、自主防犯活動を行う個人、商店及び各種防犯団体等各主体間の連携の確保がなされるよう調整に努めるとともに、適切な活動が行われるよう、保護の要領や警察への通報等に関する指導等を行うこと。さらに、「こどもを守る110番の家」に加えて、地域で活動する自警団

等自主防犯組織、少年警察ボランティア、商店、郵便局、新聞販売所等と連携して、子供に対する声掛け事案等の発生や不審者に関する情報等の早期通報を図るとともに、子供が行方不明になった場合の迅速な捜索及び発見活動に当たる子供被害防止ネットワークを地域ごとに構築すること。ネットワークの構築に当たっては、特に学校や通学路周辺の住民、タクシー業者、郵便配達業務従事者、宅配業者等から幅広い協力を得るなど、早期通報が確実になされるよう協力体制の構築に配意すること。

(2) スクールサポーター等への退職警察官の活用

防犯活動等について豊富な知識及び経験を有する退職警察官については、学校における児童生徒の指導等や安全確保の役割をも担い得るスクールサポーター等が、学校及び地域の安全に大きく貢献することができることから、その積極的な活用に努めること。

(3) 防犯機器の貸与等

防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器については、これまで、警察署、交番、駐在所等に配備し、希望する者に貸し出しているところであるが、最近、ＩＴを活用したもの等新たな機器が登場するとともに、市町村等から子供に対して配布される例も見られるなど、その広範な活用が進みつつあるところである。

これらの防犯機器は、適切に使用されれば、子供や女性が被害者となる犯罪の未然防止にとって効果的であると考えられることから、その活用方法について指導及び講習を行うとともに、今後は、市町村や地区防犯協会等に対して、これらの防犯機器の普及、あっせん等の事業が実施されるよう働き掛けを行うこと。

2 警察と学校との連携の強化

子供が犯罪等の被害に遭うことを未然に防止する上で、警察と教育委員会、学校、幼稚園、保育所等（以下「学校等」という。）とが連携して取り組むことは、非常に重要である。学校における安全対策については、防犯上の指針に示されているところであり、各警察署においては、学校警察連絡協議会等を活用することにより、警察と学校等との連携を密にし、同指針の徹底を働き掛けるとともに、次の点に配意して取組を進めること。

(1) 要請を踏まえた学校への警察官の立ち寄り等の推進

学校等への警察官の立ち寄りや警察官による学校施設内のパトロール等（以下「立ち寄り等」という。）について教育委員会、学校等から要請があった場合には、その必要性や効果的な実施方策等について学校等と十分な協議を行い、適切な実施を図ること。その際、学校等に侵入を企図する者への抑止効果を高めるよう、警察官が立ち寄り等を行っていることが明らかとなるような「見せる活動」の推進にも配意すること。

(2) 要望を踏まえた非常通報装置の整備

学校に不審者が侵入して子供の安全を脅かす事案等が依然として後を絶たないこと等を踏まえ、学校等から非常通報装置の設置要請があったときは、これに適切に対応するとともに、当該非常通報装置の的確な運用が図られるように努めること。

(3) 防犯訓練・防犯教室の開催

学校等と連携し、子供の連れ去りや不審者の学校侵入等に対する実践的な対処方法等を身に付けさせるための防犯訓練及び防犯教室の実施を推進すること。

(4) 学校の施設や防犯設備、対応要領の整備等への協力

文部科学省においては、各学校等に対して不審者の侵入防止、不審者侵入時の対応等に係る対策を強化するため、防犯に配慮した学校施設、防犯設備の設置、侵入時に対応するための器具の備付け、対応要領の整備等について指導しているところである。各警察署においては、それぞれの学校等において不審者の侵入防止等にとって真に効果的な対応が講じられるよう、学校等と連携し、及び協働して学校施設、対応要領等の点検を行うなど、その整備に協力すること。